第１条　豊明市自転車等の放置の防止に関する条例（平成元年豊明市条例第２４号）新旧対照表

現行	改正後（案）
	（費用の徴収） 第１７条　市長は、第１３条第２項及び第１４条第２項の規定により撤去し、保管した自転車等を返還するときは、それに要した費用として当該自転車等の利用者等から次に掲げる額を徴収することができる。 （１）　自転車１台につき　１，０００円 （２）　原動機付自転車１台につき　２，０００円 ２　市長は、盗難その他やむを得ない事由があると認めるときは、前項の費用を免除することができる。
（関係機関及び関係団体との協議等） 第１７条　（略） （委任） 第１８条　（略）	（関係機関及び関係団体との協議等） 第１８条　（略） （委任） 第１９条　（略）

第２条　豊明市有料駐車場条例（平成元年豊明市条例第３号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（回数券） 第１２条　市長は、回数駐車券を発行することができる。 ２　前項に規定する回数駐車券の料金は、別表第４のとおりとする。 （管理） 第１３条　駐車場は、市長が管理する。 （委任） 第１４条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。 （罰則） 第１５条　市長は、第５条の規定に違反した者に対しては、５万円以下の過料を科することができる。 ２　詐欺その他不正の行為により、駐車料金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。 別表第１（第２条関係） 【別記1　参照】 別表第２（第３条関係） 【別記2　参照】 別表第３（第９条関係）	（回数券） 削除 （管理） 第１２条　駐車場は、市長が管理する。 （委任） 第１３条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。 （罰則） 第１４条　市長は、第５条の規定に違反した者に対しては、５万円以下の過料を科することができる。 ２　詐欺その他不正の行為により、駐車料金の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。 別表第１（第２条関係） 【別記1　参照】 別表第２（第３条関係） 【別記2　参照】 別表第３（第９条関係）

【別記3　参照】 備考　３０分無料の規定は、入庫当日のみに適用する。 別表第４（第１２条関係） 【別記4　参照】	【別記3　参照】 削除 別表第４（第１２条関係） 削除

【別記1】

現行

名称	位置
前後駅前市営駐車場	豊明市阿野町滑８５番地
前後駅南地下駐車場	豊明市前後町大代１６７３番地
前後駅南月ぎめ駐車場	豊明市阿野町大代５６番地
豊明駅南月ぎめ駐車場	豊明市阿野町三本木２０番地１

改正後（案）

名称	位置
前後駅南月ぎめ駐車場	豊明市阿野町大代５６番地
豊明駅南月ぎめ駐車場	豊明市阿野町三本木２０番地１

【別記2】

現行

区分	利用時間	入出庫取扱時間
前後駅前市営駐車場	終日	終日
前後駅南地下駐車場		
前後駅南月ぎめ駐車場		

豊明駅南月ぎめ駐車場		

改正後（案）

区分	利用時間	入出庫取扱時間
前後駅南月ぎめ駐車場	終日	終日
豊明駅南月ぎめ駐車場		

【別記3】

現行

駐車場名	区分	料金
前後駅前市営駐車場	３０分以内	無料
	３０分を超える場合は、その超えた時間について、３０分までごと	１台につき　１００円
前後駅南地下駐車場	３０分以内	無料
	３０分を超える場合は、その超えた時間について、３０分までごと	１台につき　１００円 ただし、２４時間までごとに９００円を上限とする。
前後駅南月ぎめ駐車場	１月	１台につき　８，３６０円
豊明駅南月ぎめ駐車場	１月	１台につき　６，２７０円

備考　３０分無料の規定は、入庫当日のみに適用する。

改正後（案）

駐車場名	区分	料金（１台につき）
前後駅南月ぎめ駐車場	１月	８，３６０円
豊明駅南月ぎめ駐車場	１月	６，２７０円

【別記4】

現行

種類	駐車場名	区分	料金
回数駐車券	前後駅前市営駐車場	１００円券１１枚セット	１，０００円
	前後駅南地下駐車場		

改正後（案）

削除

議案第６０号参考資料

豊明市個人情報保護条例（平成１６年豊明市条例第２５号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（保有個人情報の提供先等への通知） 第３５条　実施機関は、訂正決定（前条第３項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （１）　（略） （２）　情報提供等記録　総務大臣　及び番号法第１９条第７号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第８号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第２３条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）	（保有個人情報の提供先等への通知） 第３５条　実施機関は、訂正決定（前条第３項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （１）　（略） （２）　情報提供等記録　内閣総理大臣及び番号法第１９条第８号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第９号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第２３条第１項及び第２項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）

議案第６１号参考資料

豊明市子育て支援センター条例（平成１６年豊明市条例第２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（設置） 第２条　子育て家庭への総合的な支援を行い、児童の健全な育成を図るため、センターを次のとおり設置する。 （１）　（略） （２）　位置　豊明市栄町内山６７番地５ （事業） 第３条　センターは、次に掲げる事業を行う。 （１）　子育ての相談に関すること。 （２）　子育ての情報提供に関すること。 （３）　子育てサークル等の育成及び支援に関すること。 （４）　その他子育て支援に関すること。 （損害賠償） 第５条　センターの利用者は、故意又は過失により建物、付属設備及び物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。	（設置） 第２条　子育て家庭への総合的な支援を行い、児童の健全な育成を図るため、センターを次のとおり設置する。 （１）　（略） （２）　位置　豊明市二村台１丁目２７番地 （事業） 第３条　センターは、次に掲げる事業を行う。 （１）　子育ての相談、援助に関すること。 （２）　子育ての情報提供に関すること。 （３）　子育て親子の交流の場の提供と交流の促進に関すること。 （４）　地域の子育てサークル等の育成及び支援に関すること。 （５）　その他子育て支援に関すること。 （損害賠償） 第５条　センターの利用者は、故意又は過失により建物、付属設備及び物品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

豊明市都市公園条例（平成２４年豊明市条例第３９号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（定義） 第２条　（略） ２　（略） （許可の特例） 第６条　法第６条第１項又は第３項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条　第１項又は第３項の許可を受けることを要しない。 （行為の禁止） 第７条　（略） （利用の禁止又は制限） 第８条　（略） （公園施設の設置等の許可申請書の記載事項） 第９条　（略） （都市公園占用の許可申請書の記載事項） 第１０条　（略）	（定義） 第２条　（略） ２　（略） ３　この条例において「有料公園施設」とは、市の管理する公園施設のうち有料で利用させるものをいう。 （有料公園施設） 第６条　有料公園施設は、別表第１に掲げるとおりとする。 （許可の特例） 第７条　法第６条第１項又は第３項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第５条第１項又は第３項の許可を受けることを要しない。 （行為の禁止） 第８条　（略） （利用の禁止又は制限） 第９条　（略） （公園施設の設置等の許可申請書の記載事項） 第１０条　（略） （都市公園占用の許可申請書の記載事項） 第１１条　（略）

（設計書等の添付）	（設計書等の添付）
第１１条　（略）	第１２条　（略）
（軽易な変更）	（軽易な変更）
第１２条　（略）	第１３条　（略）
（使用料）	（使用料）
第１３条　法第５条第１項、法第６条第１項又は第５条第１項若しくは第３項の許可を受けた者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。	第１４条　法第５条第１項、法第６条第１項又は第５条第１項若しくは第３項の許可を受けた者及び有料公園施設の利用者は、別表第２に掲げる使用料を納付しなければならない。
（使用料の徴収）	（使用料の徴収）
第１４条　（略）	第１５条　（略）
（使用料の減免）	（使用料の減免）
第１５条　（略）	第１６条　（略）
（使用料の還付）	（使用料の還付）
第１６条　（略）	第１７条　（略）
（使用の制限）	（使用の制限）
第１７条　（略）	第１８条　（略）
（監督処分）	（監督処分）
第１８条　（略）	第１９条　（略）
（都市公園の区域の変更及び廃止）	（都市公園の区域の変更及び廃止）
第１９条　（略）	第２０条　（略）
（公園予定地及び予定公園施設について準用）	（公園予定地及び予定公園施設について準用）

第２０条　第５条から第１８条までの規定は、法第３３条第４項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

（指定管理者による管理）

第２１条　（略）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第２２条　（略）

（準用）

第２３条　第８条及び第１８条の規定は、都市公園の管理を指定管理者が行う場合について準用する。この場合において、第８条及び第１８条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（公園管理者の権限の代行）

第２４条　（略）

（委任）

第２５条　（略）

（罰則）

第２６条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、５万円以下の過料に処する。

（１）　第５条第１項又は第３項（第２０条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第５条第１項各号に掲げる行為をした者

（２）　第７条（第２０条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第７条各号に掲げる行為をした者

第２１条　第５条から第１９条までの規定は、法第３３条第４項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

（指定管理者による管理）

第２２条　（略）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第２３条　（略）

（準用）

第２４条　第９条及び第１９条の規定は、都市公園の管理を指定管理者が行う場合について準用する。この場合において、第９条及び第１９条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（公園管理者の権限の代行）

第２５条　（略）

（委任）

第２６条　（略）

（罰則）

第２７条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、５万円以下の過料に処する。

（１）　第５条第１項又は第３項（第２１条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第５条第１項各号に掲げる行為をした者

（２）　第８条（第２１条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第７条各号に掲げる行為をした者

（３）　第１８条第１項又は第２項（第２０条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者 別表（第１３条関係） 【別記1　参照】 備考 １　使用料を算定する場合に１平方メートル未満であるとき、又は１平方メートル未満の端数があるときは１平方メートルとして計算するものとする。 ２　適正な土地評価額は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する固定資産評価額の決定方法に準じ、又は適正な建物評価額は建物再調達建築価格により市長が定める。	（３）　第１９条第１項又は第２項（第２１条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者 別表第１（第６条関係） 【別記2　参照】 別表第２（第１４条関係） 【別記3　参照】 備考１　使用料を算定する場合に１平方メートル未満であるとき、又は１平方メートル未満の端数があるときは１平方メートルとして計算するものとする。２　適正な土地評価額は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する固定資産評価額の決定方法に準じ、又は適正な建物評価額は建物再調達建築価格により市長が定める。３　有料公園施設は全面利用とする。４　有料公園施設を市外の者が利用する場合の使用料は、２倍の額とする。

【別記1】

現行

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td colspan="2">公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合</td><td>１年につき</td><td>適正な土地評価額の１００分の５</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園管理者以外の者が公園施設を管理する場合</td><td>１年につき</td><td>適正な建物評価額の１００分の８及び土地使用料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都市公園を占用する場合</td><td>道路法（昭和２７年法律１８０号）第３２条第１項第１号及び第２号に掲げる工作物又は物件を設ける場合</td><td colspan="2">豊明市道路占用料条例（昭和６１年豊明市条例第１号）第２条に規定する道路占用料に定める額</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市公園において第５条第１項各号に掲げる行為をする場合</td><td>1㎡当たり１日につき</td><td>適正な土地評価額の１００分の５の３６５分の１</td></tr>
</table>

【別記2】

改正後（案）

公園名称	公園施設名
落合公園	テニスコート
西川公園	テニスコート

【別記3】

改正後（案）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td colspan="2">公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合</td><td>１年につき</td><td>適正な土地評価額の１００分の５</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園管理者以外の者が公園施設を管理する場合</td><td>１年につき</td><td>適正な建物評価額の１００分の８及び土地使用料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都市公園を占用する場合</td><td>道路法（昭和２７年法律１８０号）第３２条第１項第１号及び第２号に掲げる工作物又は物件を設ける場合</td><td colspan="2">豊明市道路占用料条例（昭和６１年豊明市条例第１号）第２条に規定する道路占用料に定める額</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市公園において第５条第１項各号に掲げる行為をする場合</td><td>１㎡当たり１日につき</td><td>適正な土地評価額の１００分の５の３６５分の１</td></tr>
<tr><td colspan="2">落合公園　テニスコート</td><td>２時間につき</td><td>４４０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">西川公園　テニスコート</td><td>２時間につき</td><td>４４０円</td></tr>
</table>